

TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

消費税の届出書提出時の留意点



草間 典子〔足立〕

I. はじめに

TAINSの検索で最も使用されるキーワードは「消費税」です。

今回は、消費税の中でも届出書の提出時期やその効力について争われた判決等をご紹介します。

II. 課税事業者の選択の届出に係る「事業を開始した日」

平24. 6. 21公表裁決
(J87-6-21) (棄却)

1. 事案の概要

本件は、歯科医院を営む歯科医師(個人事業者)である審査請求人が、同医院において診療を開始した日を「課税資産の譲渡等に係る事業を開始した日」であるとして、その診療を開始した日の属する課税期間から消費税の課税事業者となることを選択する旨の届出書を同課税期間中に提出し、消費税等の還付申告をしたところ、原処分庁が、診療を開始した日の属する年の前年になされた同医院に係る建築設計・監理業務委託契約の締結日が「課税資産の譲渡等に係る事業を開始した日」であるため、請求人は、同課税期間について消費税を納める義務を免除された者であり、還付申告をすることができないとして、更正処分等を行ったことから、請求人が同処分等の全部の取消しを求めた事案です。

2. 国税不服審判所の判断

事業者が新たに事業を行うに当たっては、当該事業を遂行するために必要な準備行為(資産の取得契約の締結や商品及び材料の購入など、課税資産の譲渡等に係る事業の前提となる行為)を行うのが通常であるところ、消費税法第9条第4項の趣旨に照らし、事業を遂行するために必要な準備行為を行った日の属する課税期間も、同項を受

けて規定された消費税法施行令第20条第1号の「課税資産の譲渡等に係る事業を開始した日」の属する課税期間に該当すると解するのが相当である。

請求人は、平成20年8月頃から同年12月にかけて、本件医院における歯科診療業務に使用するための材料及び器具の購入を繰り返し行うとともに、これと並行して、平成20年9月頃から同年11月にかけて、「(仮称) C 歯科医院新築計画」と題する書面を準備し、同年11月に、本件医院を建築するための契約を締結した。

これらのことを併せ考えると、請求人が、歯科診療業務に使用するための材料及び器具の購入を繰り返し行ったことは、請求人の歯科診療業務の開始に向けた一連の行為の一部であり、それら一連の行為が全体として歯科医業に係る準備行為であると認められる。

そうすると、消費税法施行令第20条第1号に規定する「課税資産の譲渡等に係る事業を開始した日」は、個人事業の開業等届出書に記載された歯科医院の開業日である平成21年8月1日ではなく、本件医院に係る建築設計・監理業務委託契約の締結日である平成20年11月24日でもなく、本件医院における歯科診療業務に使用するための材料及び器具の購入の開始日である平成20年8月6日であるとするのが相当である。

III. 事業区分欄が空白の簡易課税制度選択届出書の効力

平15. 5. 28 名古屋地裁
(Z253-9354) (棄却) (控訴)
平15. 8. 19 名古屋高裁
(Z253-9408) (棄却) (上告)
平15. 12. 18 最高裁
(Z253-9488) (棄却) (確定)
平15. 10. 24 名古屋高裁
(Z253-9461) (却下) (確定)

1. 事案の概要

本件は、建築物の清掃、リフォーム等を行う法人である原告が、平成12年10月1日から平成13年9月30日までの課税期間における消費税等について、いったんは消費税簡易課税制度の選択届出をしたものの、実額による仕入税額の控除の方式によるのが有利であるとして、これによる控除を行って消費税等の確定申告をしたのに対し、被告が簡易課税制度を適用して更正処分等をしたことから、その取消しを求めた抗告訴訟です。

原告側は、本件届出書は、最重要記載事項である事業区分欄に記載されないまま提出されているから、簡易課税制度選択届出としては無効であると主張しました。

2. 名古屋地裁の判断

原告は、本件届出書の事業区分欄に記載されていない以上、簡易課税制度選択届出としては無効である旨主張するところ、消費税法施行規則17条1項2号は、届出者の行う事業の内容及び消費税法施行令57条5項1号ないし5号に掲げる事業の種類を簡易課税制度選択届出書に記載しなければならない旨規定している。

しかしながら、法が、簡易課税制度を選択するか否かを当該事業者に委ねたのは、中小事業者については、本則課税による控除を行うか、又はそのために要する煩雑な会計処理の負担を回避してみなし仕入率に基づく簡易課税制度によって控除するかを選択を、実際に行われている事業内容について熟知している事業者自身の判断に委ねるのが最も合理的と考えられたことによるものと解される。

また、事業の性質、内容によってみなし仕入率が異なるのは、それぞれの事業の実態に対応した適正なみなし仕入率を定めることにより、各事業間における実質的な不均衡を是正するとともに、実額による仕入税額に近似した

金額を算出しようとする趣旨であると考えられる。そうすると、簡易課税制度において用いられるみなし仕入率は、課税期間中に実際に行われた事業の内容・割合に応じて定まるべきものであり、届出書に記載された事業区分のとおりのみなし仕入率が適用されるとは限らないというべきである。

したがって、簡易課税制度選択届出書は、その記載事項すべてが記入されていないならばその効力を有しないと解することは合理的ではなく、どの事業者がいつから簡易課税制度を選択するのかに関わる事項など、簡易課税制度選択の趣旨に照らして必要不可欠と考えられる事項の記載が欠けている場合には、その届出は効力を生じないが、それ以外の事項については、その記載を欠くからといって、直ちに届出の効力を否定すべきものとはいえない。

したがって、届出書の事業区分の欄が空欄であっても、このことをもって、本件届出の効力が生じないと解する事は相当でなく、原告は、本件課税期間については、簡易課税制度が適用されることになる。

IV. おわりに

TAINSで検索していただく際のキーワードは、「*届出書」です。税区分は、「消費税」にチェックをしてください。

* (アスタリスク) は、アスタリスクの後ろにある単語と同じものを検索するという意味で、「*届出書」を入力することにより、「課税事業者選択届出書」や「簡易課税制度選択届出書」を同時に検索することができます。

収録内容に関するお問い合わせは
データベース編集室へ
TEL 03(5496)1416

31 118484 保田 真徳 豊 島 東京地方会へ
31 117516 山口 晶子 江戸川南 関東信越会へ

【死去】

登録番号	氏名	支部	日付
31427	福田 英郎	日本橋	29年10月30日
48923	若林 信一	渋谷	11月14日
25309	宮本 誠	中野	11月18日
44665	後藤 行雄	王野	11月19日
31491	新川 重信	上野	11月22日
64271	大澤 哲郎	豊島	12月6日
14219	大石 雅則	荒川	12月8日
23872	乗田 紘一	麹町	12月9日
32543	加藤 祐一	渋谷	12月12日
9029	豊岡喜久夫	江東西	12月13日
85617	瀧澤 晋	四谷	12月13日
9862	坂下光之助	日本橋	12月20日
21687	石井 昭	品川	12月21日
36325	杉浦 圭一	足立	12月22日
19273	堀川 恒平	本所	12月24日
114529	伊丹 信行	八王子	12月24日
38996	水口 昇	豊島	12月27日

入会法人 (12月届出分)

法人番号 法人の名称
1538-1 アソシアード税理士法人 目黒支店
目黒区目黒本町5丁目32番10号
4172 税理士法人アリー
港区赤坂2丁目16番6号

4172-1 税理士法人アリー 日本橋支店
中央区日本橋3丁目3番3号
2131-1 さくら税理士法人 新宿事務所
新宿区西新宿8丁目12番1号
サンパレス新宿808号室
4174 税理士法人木村税務会計事務所
千代田区岩本町1丁目4番4号
マイカ91-2
4167 税理士法人アイ・パートナーズ
中央区日本橋本町2丁目6番1号
日本橋本町プラザビル2階
107-3 税理士法人第一経理 池袋支店
豊島区南池袋2丁目26番5号
アイ・アンド・イー池袋ビル5階
14-66 辻・本郷税理士法人 芝事務所
港区芝3丁目5番7号
4187-1 税理士法人あけぼの会計 東京事務所
千代田区神田練堀町73-901
4180 税理士法人風間&パートナーズ
渋谷区渋谷3丁目1番10号
THE HORIZON渋谷3F
4171 税理士法人堀込会計事務所
八王子市八木町2番13号
ドミール八王子201
4181 小池税理士法人
渋谷区代々木2丁目21番3号
太閤コーポ代々木501号室
3539-1 税理士法人堀口会計 東京事務所
墨田区本所1丁目31番6号
4180-1 税理士法人風間&パートナーズ 中野坂上事務所
中野区本町2丁目46番1号
中野坂上サンブライツツイン26F

4182 キヤス税理士法人
千代田区丸の内1丁目6番2号
新丸の内センタービルディング21階
4185-1 税理士法人渡辺事務所 東京支店
中央区日本橋本町3-3-6
ワカ末ビル7階38号室
4179 高田・志内税理士法人
新宿区三栄町9番地9
税研ビル

退会法人 (12月届出分)

法人番号 法人の名称 支部 日付
1228-1 税理士法人トータルオフィス横浜 蒲田 9月20日
東京事務所
2802 矢野・瀧田税理士法人 新宿 12月7日
462-2 税理士法人池田会計事務所 渋谷 12月8日
東京事務所

東京税理士会会員状況

・税理士会員		・法人会員	
11月末会員数	22,505名	1,528事務所	
入会数	91名	17事務所	
退会数	69名	3事務所	
12月末会員数	22,534名	1,542事務所	

入会・退会情報については、会員等に周知することにより、にせ税理士・にせ税理士法人を排除する目的で会報に掲載しています。

